

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
平成 29 年度 定時総会 議案集

平成 29 年 6 月 20 日(火)



一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会

目 次

【議案資料】

第1号議案 平成28年度事業報告（案）に関する件	
平成28年度事業報告（案）	1
第2号議案 平成28年度決算報告（案）に関する件	
平成28年度決算実績（案）	11
同附属明細書（案）	13
同貸借対照表（案）	13
監査報告書	14
第3号議案 代議員制導入に関連した定款変更（案）に 関する件	15

【報告関係資料】

① 平成29年度事業計画	22
② 平成29年度収支予算	29
③ 平成28年度月別入退会者数	31
④ 賛助会員入退会状況	32
⑤ 平成29年度ブロック活動費	33

【参考資料】

① 役員名簿	34
② ブロック長名簿	35
③ 賛助会員名簿	36
④ 定款	38
⑤ 倫理綱領	42

第 1 号議案 平成 28 年度事業報告（案）に関する件

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 平成 28 年度事業報告（案）

I 総論

【福祉用具専門相談員の専門性の向上および自己研鑽環境整備のための取組】

福祉用具サービス計画の質の向上および指定講習における講師人材育成のため、会員対象の「福祉用具サービス計画作成 S V（スーパーバイザー）養成研修」を 1 回実施し、41 名が修了した。また研修機会の少ない地域の福祉用具専門相談員の自己研鑽を支援するため福祉用具プランナー研修を岩手県、鹿児島県で開催し、リフトリーダー養成研修を青森県、宮城県、宮崎県、熊本県で開催した。

【福祉用具の重要性、必要性を広めるための政策提言活動】

財務省財政制度等審議会における介護保険制度の見直し検討を受け、ご利用者と直接接する福祉用具専門相談員の職能団体として、福祉用具の重要性およびご利用者にとっての福祉用具の必要性をアピールする活動を行った。具体的には理事、ブロック長等による国会議員、県会議員、市区町村議員への政策申し入れ、意見書の提出依頼などを実施した。

【広報活動】

4 月のバリアフリー 2016 および 10 月の H C R 2016 に出展し、会員募集やより専門的知識を有する者の育成研修（20 時間更新研修）に関する普及に努めた。同期間中に開催したシンポジウム・ワークショップにおいては、福祉用具専門相談員の専門性や自己研鑽の重要性をアピールした。さらに「福祉用具の日」記念イベントとして、福祉住環境コーディネーター協会との共催で講演会を開催した。また、ふくせんレポート第 14 号から第 17 号のほか、介護保険改正に関する議題を中心に号外 8 通を発行した。

【調査研究活動】

平成 25 年 12 月の社会保障審議会介護保険部会意見書において検討が求められていた、「より専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員の配置」について、平成 27 年度に引続き、平成 28 年度も調査研究事業を実施した。具体的には平成 27 年度検討した研修カリキュラムに基づくモデル研修事業の実施、アンケートおよびヒアリングを行った。さらにカリキュラムの一部変更、講師向けの指導要領の作成、指定講習機関向けのガイドラインの作成を行い、あわせて今後の課題整理を行った。3 月末に報告書を作成するとともに、ホームページで調査成果を公開した。

【組織活動】

現任、貸与事業所に配置されている福祉用具専門相談員の 10%にあたる会員数 3,000 名に向けて、27 年度に続き「会員増強・プラスワン運動」を展開した。4 月のブロック長会議において運動について周知を行うと共に、6 月の定時総会においてプラスワン運動の功労者表彰を行った。また各ブロックの研修会等地域活動の支援を行った。これらの結果、28 年度 203 名の入会があった。賛助会員は新たに 3 社の入会を得た。

以 上

平成 28 年度基本方針

- (1)福祉用具専門相談員の質の向上に関する調査研究を行い、福祉用具サービスのさらなる充実を可能とする仕組みを検討する。また研修ポイント制度の普及をはじめとした自己研鑽環境整備の推進を図る。
- (2)ブロック長会議や展示会等を通じ会員ニーズを把握するとともに、政策や制度の動向を注視し適切な対応を図る。必要に応じ提言等を行う。
- (3)ブロックにおいて地域に根差した活動を増やすことにより、福祉用具専門相談員の存在と役割について、多職種に理解して頂けるような活動を行う。
- (4)職能団体としての影響力を高めるため、今年度末 2,300 名、中期的には 3,000 名を目標として会員増を図る。

Ⅱ 各論

1. 総会・理事会等の開催、運営

(1) 定時総会の開催

6 月 29 日に定時総会を開催し、平成 27 年度事業報告(案)・決算報告(案)について会員各位に審議を求め、承認を得た。併せて、平成 28 年度事業計画・収支予算の実施について、会員各位に報告し、協力を求めた。

■ 日程、場所／平成 28 年 6 月 29 日 リロの貸会議室田町(東京都)

■ 内容／平成 27 年度事業報告・決算報告、役員選任、など

(2) 理事会の開催

平成 28 年度事業計画・収支予算の実施、その他会務における適正な業務の執行に関する事項を決議するため、理事会を開催した。

< 第 24 回理事会 >

■ 日程、場所／平成 28 年 5 月 17 日 TKP品川カンファレンスセンター(東京都)

■ 内容／平成 27 年度事業報告・決算報告、役員選任、など

< 第 25 回理事会 >

■ 日程、場所／平成 28 年 6 月 29 日 リロの貸会議室田町(東京都)

■ 内容／役員選任について

< 第 26 回理事会 >

■ 日程、場所／平成 28 年 12 月 13 日 公益財団法人テクノエイド協会会議室(東京都)

■ 内容／平成 29 年度事業計画、収支予算、平成 30 年度事業計画、代議員制導入

< 第 27 回理事会 >

■ 日程、場所／平成 29 年 3 月 16 日 リロの貸会議室田町(東京都)

■ 内容／平成 29 年度事業計画、収支予算など

(3)正副理事長会議の開催

理事会の調整を行うために、正副理事長会議を開催した。

＜第1回目＞

■日程、場所／平成28年11月8日 機械工具会館(東京都)

■内容／平成28年度事業計画、収支予算、平成30年度事業計画、代議員制導入

＜第2回目＞

■日程、場所／平成29年3月1日 機械工具会館(東京都)

■内容／平成29年度事業計画、収支予算など

(4)ブロック長会議

ブロック組織の強化、活動の活性化を図るため、平成28年4月のバリアフリー展に合わせブロック長等を集めてブロック長会議を開催した。

■日程、場所／平成28年4月21日 バリアフリー2016会場 インテックス大阪内
「国際会議ホール 会議室C・D」

■内容／(1)新任ブロック長挨拶
(2)平成28年度会員増強目標について
(3)平成28年度ブロック活動費について
(4)最近の制度対策、政策提言等の取り組みについて

2. 会員、組織に関する活動

(1)会員増強・プラスワン運動の展開

■平成28年4月21日、平成28年度ブロック長会議にて運動展開を説明した。

■平成28年6月29日、平成28年度定時総会にて平成27年度プラスワン運動への功労者表彰を行った。

(2)各ブロック(35か所)の運営支援

地域における会員間の交流など、地域活動等を適切に行うことができるよう、以下の通り、既存ブロックの研修等の開催を支援した。

都道府県	日程	種類	内容・講師等
青森県	11/4	研修会	講師:大場 薫氏(宮城県介護研修センター主任)
	12/1	総会・研修会	講師:小林 毅氏(厚労省 老健局指導官) 講師:渡邊 慎一氏(本会理事)
	12/2・3	研修会	リフトリーダー養成研修
岩手県	4/13	総会・研修会	講師:金沢 善智氏(本会理事)
	7/28	研修会	講師:金沢 善智氏(本会理事)
	11/19～	研修会	福祉用具プランナー研修
宮城県	5/26	総会・研修会	講師:金沢 善智氏(本会理事)
	11/10・11	研修会	リフトリーダー養成研修
秋田県	5/19	総会・交流会	
	11/11	研修会	講師:金沢 善智氏(本会理事)

山形県	5/25	総会・研修会	講師:白澤 政和氏(本会理事)
	1/14	研修会	講師:小林 毅氏(厚労省 老健局指導官)
福島県	5/13	総会	
茨城県	6/24	総会・研修会	講師:能本 守康氏(日本介護支援専門員協会 常任理事)
栃木県			
埼玉県			
千葉県	11/11・12	機器展	各種講演・研修会・展示
東京都	5/26	総会・研修会	講師:依田 学氏(本会会員、㈱仁済 専務取締役)
	9/24	研修会	講師:島川 弘美氏(認定理学療法士(補装具))
	11/5	研修会	講師:勝田 由美子氏(一社 ワイズ住環境研究所 代表理事)
	2/18	研修会	講師:小林 智和氏(㈱スペースケア熊本営業 所所長)
神奈川県	4/15	総会・研修会	講師:山本 一志(本会事務局長)
	10/19	研修会	講師:若松 華(聖隷横浜病院 認定看護師)
	2/14	研修会	講師:金沢 善智氏(本会理事)
新潟県	6/30	総会・研修会	講師:渡邊 慎一氏(本会理事) 講師:岩元 文雄(本会理事長)
富山県	5/19	総会・研修会	講師:金沢 善智氏(本会理事)
	11/25	研修会	講師:金沢 善智氏(本会理事)
	3/18	研修会	講師:小林 毅氏(厚労省 老健局指導官)
石川県	5/18	総会・研修会	講師:金沢 善智氏(本会理事)
	11/24	研修会	講師:金沢 善智氏(本会理事)
福井県	4/4	総会	
山梨県			
岐阜県	5/31	総会	
	10/19	研修会	講師:金沢 善智氏(本会理事)
静岡県	11/7	総会・研修会	講師:加島 守氏(高齢者生活福祉研究所 所長)
愛知県	10/18	総会・研修会	講師:金沢 善智氏(本会理事)
三重県	5/31	総会	
	6/22	研修会	「福祉用具サービス計画書作成の目的と意義。そして、書き方の振り返り」
	9/16	研修会	講師:伊藤 勝規氏(とちぎノーマライゼーション 研究所理事)
	10/17	研修会	講師:金沢 善智氏(本会理事)
	1/10	研修会	講師:金沢 善智氏(本会理事)
	2/4	講演会	講師:白澤 政和氏(本会理事)
		シンポジウム・機器展	コーディネーター:白澤 政和氏(本会理事) パネラー:平嶋 由人氏(厚労省老健局 係長) パネラー:原田 重樹氏(本会理事) 他

滋賀県	5/16	総会・研修会	講師:金沢 善智氏(本会理事)
	2/17	研修会	講師:山本 一志(本会事務局長)
京都府	5/14	タウンミーティング	「超高齢社会日本が抱える課題『介護』について考える」(ブロック後援)
	6/23	総会	
	11/29	研修会	車椅子の採寸及びオーダー表作成
大阪府	6/1	総会・研修会	講師:白澤 政和氏(本会理事)
	10/3	研修会	講師:金沢 善智氏(本会理事)
兵庫県	5/17	総会・研修会	講師:金沢 善智氏(本会理事)
	10/4	研修会	講師:金沢 善智氏(本会理事)
奈良県	2/24	総会	
和歌山県	4/26	総会	
鳥取県	5/12	総会・研修会	講師:岩元 文雄(本会理事長)
	5/13・14	機器展・研修会	講師:岩元 文雄(本会理事長) 5/13 のみ 各種講演・研修会・展示
	10/27	研修会	講師:中井 孝之氏(本会理事)
	10/28・29	機器展	各種講演・研修会・展示
広島県	2/18	総会・研修会	講師:小林 毅氏(厚労省 老健局指導官)
福岡県	6/8	総会	
	3/4	研修会	講師:渡邊 慎一氏(本会理事)
長崎県	6/14	総会	
	9/10・11	機器展	各種講演・研修会・展示
熊本県	5/20	総会・研修会	講師:安田 勝紀氏(シルバー産業新聞社編集長)
	8/20・21	研修会	リフトリーダー養成研修
宮崎県	2/17	総会・研修会	講師:小林 毅氏(厚労省 老健局指導官)
	2/18・19	研修会	リフトリーダー養成研修
鹿児島県	7/20	総会・研修会	講師:岩元 文雄(本会理事長)
	10/8・9	機器展	各種講演・研修会・展示
	11/5～	研修会	福祉用具プランナー研修
沖縄県	2/25	総会・研修会	講師:渡邊 慎一氏(本会理事)

(3) 携帯型会員カードの発行

会員の所属意識を高めるため、昨年度に引続き新規入会者に対して入会手続完了後に携帯型会員カードを発行した。

(4) 賛助会員制度の充実と入会促進

本会の活動を側面から支援して頂く賛助会員と正会員の交流が効果的に図れるよう、展示会や広報活動などを通じて、情報交換等の場を設定した。また、新規賛助会員の募集活動を積極的に行い、新たに3社の入会をいただいた。

- 制度の充実／ふくせんレポートへのロゴ掲載、展示会でのスタンプラリー企画、定時総会や展示会にあわせた懇親会の開催、正会員も参加する研修会での連携 など
- 平成 28 年度新規入会／株式会社タマツ、RT.ワークス株式会社、小宮山印刷株式会社（入会順）

3. 政策提言、関係機関・団体に関する活動

(1)ブロック等を通じた都道府県・関係団体等との連携

ブロックを通じて、都道府県組織等と協力しながら、福祉用具専門相談員の職業能力の開発・向上に向けた環境づくりを進めた。また理事、ブロック長等による県会議員、市区町村議員への政策申し入れ、意見書の提出件数は 29 府県、227 市区町村、合計 256 件に及んだ（日福協ホームページの意見書提出数：H28.12.19 より）

(2)国政等への申し入れ

訪問日	訪問先	件数
4/14	衆議院 議員会館事務所	3 件
5/10	衆議院 議員会館事務所	11 件
	参議院 議員会館事務所	1 件
5/11	衆議院 議員会館事務所	2 件
	参議院 議員会館事務所	1 件
5/12	鳥取県知事表敬訪問	
6/8	衆議院 議員会館事務所	2 件
6/29	衆議院 議員会館事務所	1 件
7/19	厚生労働副大臣室	
7/19	衆議院 議員会館事務所	2 件
8/1	衆議院 議員会館事務所	2 件
	参議院 議員会館事務所	2 件
8/2	衆議院 議員会館事務所	2 件
	参議院 議員会館事務所	4 件
8/9	厚生労働副大臣室	
11/18	衆議院 議員会館事務所	1 件
1/19	衆議院 議員会館事務所	9 件
	参議院 議員会館事務所	6 件

4. 「福祉用具専門相談員の研修ポイント制度」の普及・推進

(1)研修の認証委員会開催、認証結果、開講情報等の公表

月 1 回、研修認証委員会を開催し、ポイント付与の対象となる研修の認証作業を行った。年度で 243 件の研修を認証した。認証結果・研修の開講情報は、毎月 Web で公表している。

(2) 検証・検討委員会の開催

研修ポイント制度のカリキュラム一部改正(介護ロボット等の最新キーワードの追加対応)や今後の長期的課題の検討を行なうため検証・検討委員会を開催した。

■ 日程、場所／平成 28 年 4 月 28 日 桜美林大学四谷キャンパス(東京都)

■ 内容／研修ポイント制度のカリキュラム一部改正、長期課題の検討

(3) 研修ポイントの認定と登録支援・公表

制度の登録者がポイント申請を容易にできるよう、マニュアルを作成した。また、介護保険の指定基準改正で、個々に自己研鑽の結果を客観的に示す必要性があることから、マイページに出力機能を付与し、必要な情報を選択印刷できるようにした。

(4) 研修ポイント制度の普及啓発活動

介護保険の指定基準改正で、自己研鑽が求められるようになったことを受け、「福祉用具専門相談員の自己研鑽を支援する環境づくり普及・啓発運動」を展開し、自己研鑽を促す仕組みとして開発・運営している研修ポイント制度の活用を働きかけた。

5. 研修に関する活動

(1) 福祉用具サービス計画作成SV(スーパーバイザー)養成研修の開催

福祉用具専門相談員の指定講習や地域職域で福祉用具サービス計画作成の指導を行うスーパーバイザー(福祉用具専門相談員)を養成するための研修会を開催した。

■ 日程、場所／平成 29 年 1 月 20 日～21 日、お茶の水ケアサービス学院(東京都)、41 名

(2) 福祉用具プランナー研修の開催支援

福祉用具専門相談員の自己研鑽を支援し、研修機会の確保を図るため、テクノエイド協会が主催する「福祉用具プランナー研修」を岩手県、鹿児島県で開催した。

＜岩手県ブロック＞

■ e ラーニング開催／平成 28 年 10 月 1 日～11 月 30 日

■ 集合研修開催／平成 28 年 11 月 19 日～22 日 12 月 9 日～11 日

■ 開催場所／盛岡地区勤労共同福祉センター

＜鹿児島県ブロック＞

■ e ラーニング開催／平成 28 年 9 月 15 日～11 月 14 日

■ 集合研修開催／平成 28 年 11 月 5 日 6 日、12 日 13 日、19 日 20 日、26 日 27 日、

■ 開催場所／株式会社カクイックスウィング 介護用品館

(3) リフトリーダー養成研修の開催支援

自己研鑽や研修機会の確保のために、また福祉用具プランナーの更新研修の要件となっているため、テクノエイド協会が主催する「リフトリーダー養成研修」を青森県、宮城県、宮崎県、熊本県で開催した。

＜青森県ブロック＞

■日程、場所 ／平成 28 年 12 月 2 日～3 日、青森市はまなす会館

＜宮城県ブロック＞

■日程、場所 ／平成 28 年 11 月 10 日～11 日、ベルサンピアみやぎ泉

＜熊本県ブロック＞

■日程、場所 ／平成 28 年 8 月 20 日～21 日、ホテル熊本テルサ

＜宮崎県ブロック＞

■日程、場所 ／平成 29 年 2 月 18 日～19 日、宮崎県福祉総合センター

(4) 作業療法士と福祉用具専門相談員の連携研修会

福祉用具専門相談員と作業療法士が協働して福祉用具サービス計画・住宅改修計画を立案することを通じて、リハ専門職との連携やチームアプローチのあり方、自立を支援する福祉用具サービスについて学ぶ研修会を開催した。なお平成 28 年度はモデル的に実施し、受講者等にも好評だったため平成 29 年度は各ブロックにて展開予定。

■日程、場所 ／平成 29 年 3 月 4 日、福祉用具プラザ北九州(福岡県)

(5) 福祉用具に関わる方のためのシーティング講習会

昨年度に引続き福祉用具専門相談員を対象に、在宅生活で必要とされる車椅子シーティングの基本を学び、自立に向けた福祉用具の活用を考えるための講習会を開催した。本会、日本シーティングコンサルタント協会、日本車椅子シーティング協会による共催。

■日程、場所 ／平成 29 年 2 月 4 日～5 日、北とぴあ 展示ホール (東京都)

6. 広報に関する活動

(1) 「福祉用具専門相談員の自己研鑽を支援する環境づくり普及・啓発運動」の実施

自己研鑽の努力義務が法定化され、その結果福祉用具専門相談員が継続的に職業能力の開発・向上に努められるよう、事業者の理解や、地域における研修機会の確保、研修受講の結果を適切に評価する仕組みなど、福祉用具専門相談員を支援する環境づくりが求められている。本会では関係者と連携し、福祉用具専門相談員、福祉用具貸与事業所、行政、研修実施者、ケアマネジャー等を対象に、普及・啓発運動を実施した。

○普及・啓発シンポジウムの開催(4 月のバリアフリー2016/10 月の H.C.R.2016)

○平成 28 年度定時総会における広報活動

○各ブロックによる普及・啓発活動の実施(チラシ等の配布)

(2) 福祉用具サービスハンドブック「お薬編」制作・配布

サービス担当者会議や在宅等で接する機会の多い代表的な疾病、処方されている薬の名称、効能、副作用、福祉用具を選定する際の留意点などを簡潔に整理したハンドブック(A6判、A4の1/4サイズ)を消費生活協同組合の助成を受け制作、会員全員、関係者へ配布した。福祉用具専門相談員が、サービス担当者会議等における補助的資料、福祉用具サービス計画書の立案や利用者・家族の説明等の際に現場で有効に利用している。

(3) バリアフリー2016、HCR2016 への出展・イベント開催

「福祉用具専門相談員の自己研鑽を支援する環境づくり普及・啓発運動」をメインテーマに、バリアフリー2016 および H.C.R.2016 で、企画展示、シンポジウム、ワークショップ等を行った。

＜大阪・バリアフリー2016 4月21～23日＞

■シンポジウム

日時 / 平成28年4月21日(木)

テーマ / より専門的な知識、経験を有する福祉用具専門相談員の配置に関して

■ワークショップ

日時 / 平成28年4月23日(土)

テーマ / 介護保険制度改正にともなう福祉用具の今後と可能性

＜東京・国際福祉機器展 H.C.R.2016 10月12日～14日＞

■ワークショップ

日時 / 平成28年10月13日(木)

テーマ / より専門的な福祉用具専門相談員の配置に向けた動向

(4) 10月1日「福祉用具の日」協賛イベントの実施

「福祉用具の日」推進協議会は、厚生労働省、経済産業省の後援を得て、福祉用具法の施行日である10月1日を「福祉用具の日」として、全国的な福祉用具の普及・啓発活動を展開している。本会ではこの趣旨に賛同し、福祉住環境コーディネーター協会との共催で、協賛イベントを実施した。

日時 / 平成28年10月12日(水)

テーマ / 介護保険制度の現状と福祉用具・住環境整備のこれから

(5) 一般・会員専用サイトなどホームページの充実

会員への WEB アンケートによって把握したニーズを参考に、ホームページの整理・充実に努めた。一般の方も閲覧可能なページでは活動紹介を充実させ、会員専用サイトでは法令通知やコラム等を閲覧できるようにした。

(6) 「ふくせんレポート」の発行(号外、総合版)

本会が行う会議、研修、イベント等や、本会が関係する催事など、会員にとって必要と思われる情報をレター形式の情報誌「ふくせんレポート」にして発行し、会員専用ページ等で提供している。なお本年度から総合版についてはページ数を削減する代わりに発行回数を増やすこととし、年2回から年4回の発刊とした。また制度改正に合わせて号外判を随時発信(合計8回)した。

○総合版「ふくせんレポート第14号」(平成28年6月1日発行)

○号外版「速報第60回社会保障審議会 介護保険部会会議内容報告(軽度者・福祉用具・住宅改修)」(平成28年7月20日発行)

○総合版「ふくせんレポート第15号」(平成28年8月1日発行)

○号外版「第66回社会保障審議会介護保険部会緊急レポート～軽度者への福祉用具の利用者負担の在り方について～」(平成28年10月12日発行)

○号外版「第67回社会保障審議会介護保険部会レポート～利用者負担について～」(平成28年10月19日発行)

- 総合版「ふくせんレポート第 16 号」(平成 28 年 11 月 2 日発行)
- 号外版「第 69 回社会保障審議会介護保険部会レポート～福祉用具・住宅改修の見直しについて～」(平成 28 年 11 月 28 日発行)
- 号外版「第 70 回社会保障審議会介護保険部会レポート～福祉用具・住宅改修の見直しについて～」(平成 28 年 12 月 12 日発行)
- 号外版「ふくせん SV 養成研修修了者 ケアマネ更新研修で活躍のご報告、山形県ブロック・神奈川県ブロック」(平成 28 年 12 月 27 日発行)
- 号外版「H28 年度 福祉用具サービス計画書作成SV(スーパーバイザー)養成研修の開催」(平成 28 年 2 月 24 日発行)
- 号外版「作業療法士と福祉用具専門相談員の連携研修 in 福岡 H29 年度本格導入前のモデル研修開催」(平成 29 年 3 月 13 日発行)
- 総合版「ふくせんレポート第 17 号」(平成 29 年 3 月 25 日発行)

7. 調査・研究に関する活動

(1)平成 28 年度厚生労働省老健事業への取り組み

「福祉用具専門相談員の適正配置に関わる養成モデル事業調査研究事業」への取組

厚生労働省老人保健健康増進等事業の助成を受け、標題の事業に取り組んだ。本事業では平成 27 年度度の老健事業で検討したカリキュラムに基づきモデル研修事業を 2 回開催し、57 名に対して修了証を発行した。また全国の福祉用具専門相談員研修の指定講習機関(171 ヶ所)と福祉用具貸与事業所(2,000 ヶ所)を対象にアンケート調査を実施し、実施体制や対象となる人員数の検討を行った。また、カリキュラムの一部見直し、講師向けの指導要領の作成、指定講習機関向けのガイドラインの作成を行なった。3 月に報告書を作成するとともに、ホームページにて調査成果の公表を行った。

(2)世田谷区の福祉用具訪問調査への協力

世田谷区は、介護給付適正化事業において福祉用具貸与・販売に係る訪問調査を行っている。この事業は、福祉用具専門相談員のモニタリング技術に着目し、本会会員である福祉用具専門相談員を調査員として、区担当者の行う指導、助言の補助を行うもの。なお、国は、第 3 期介護給付適正化計画の指針において、本会のブロック等との連携による事業も例示している。

■平成 28 年度訪問調査件数:40 件

※今年度(29 年度)世田谷区で講演会実施予定

以 上

第2号議案 平成28年度決算報告(案)に関する件

一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会
平成28年度決算実績(案)
自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日

(単位:円)

項 目		予算	実績						差異	備考
			ポイント制度	老健	生協	世田谷	一般	全部門計		
番号	科目		①	②	③	④	⑤	①+②+③+④+⑤	予算－実績	
当期収入の部	1 会費収入	27,750,000	276,000	0	0	0	25,400,000	25,676,000	△ 2,074,000	正会員20.500千円、賛助4,900千円、ポイント制度登録料276千円
	2 事業収入	5,024,000	0	0	0	0	7,567,839	7,567,839	2,543,839	書籍売上、講師料、SV養成研修、ブロック開催研修会参加費等
	3 委託事業収入	432,000	0	0	0	483,840	0	483,840	51,840	世田谷区訪問調査
	4 助成事業収入	14,500,000	0	15,000,000	1,500,000	0	0	16,500,000	2,000,000	老健15,000千円、生協1500千円
	5 雑収入	13,000	1	57	3	0	955,286	955,347	942,347	受取利息、原稿執筆料
	6 他会計繰入金収入	685,000	220,079	261,772	1,061	0	0	482,912	△ 202,088	他会計より繰入金
	7 寄付金収入	0	0	0	0	0	758,165	758,165	758,165	平成28 年熊本地震寄付金
	当期収入合計	48,404,000	496,080	15,261,829	1,501,064	483,840	34,681,290	52,424,103	4,020,103	
当期支出の部	事業費支出計	40,742,000	496,080	15,261,829	1,501,064	346,408	23,442,205	41,047,586	305,586	※科目別明細については別紙記載
	管理費支出計	5,792,000	0	0	0	137,432	5,326,476	5,463,908	△ 328,092	※科目別明細については別紙記載
	他会計繰入金支出計	685,000	0	0	0	0	221,140	221,140	△ 463,860	※科目別明細については別紙記載
	事業活動支出計	47,219,000	496,080	15,261,829	1,501,064	483,840	28,989,821	46,732,634	△ 486,366	
予備費		1,185,000	0	0	0	0	0	0	△ 1,185,000	
当期支出合計		48,404,000	496,080	15,261,829	1,501,064	483,840	28,989,821	46,732,634	△ 1,671,366	
収支差額		0	0	0	0	0	5,691,469	5,691,469	5,691,469	
前期繰越収支差額		19,242,030	0	0	0	0	19,242,030	19,242,030	0	
次期繰越収支差額		19,242,030	0	0	0	0	24,933,499	24,933,499	5,691,469	

当期支出の部

当期支出の部明細

(単位:円)

項 目			予算	実績					差異	備考		
				ポイント制度	老健	生協	世田谷	一般			全部門計	
番号	科目			①	②	③	④	⑤	①+②+③+④+⑤			
当期支出の部	事業費	1	臨時雇上賃金	606,000	0	660,000	0	0	0	660,000	54,000	老健事業賃金
		2	書籍購入原価	290,000	0	0	0	0	686,738	686,738	396,738	販売書籍仕入等
		3	組織活動費	6,339,000	0	0	0	0	6,706,853	6,706,853	367,853	ブロック活動費
		4	調査研究費	300,000	0	0	0	0	261,772	261,772	△ 38,228	老健事業一般会計負担金
		5	広報活動費	1,500,000	0	0	0	0	1,835,272	1,835,272	335,272	会員募集・HPなど情報発信費
		6	旅費交通費	5,448,000	0	408,040	0	2,960	2,456,919	2,867,919	△ 2,580,081	役員、委員等の旅費、老健・生協事業旅費・日当
		7	ポイント 委員会設置・開発費用 広報に関する業務費用 調査・システム改修費用	442,000	385,184	0	0	0	0	385,184	△ 56,816	ポイント制度認証委員会 謝金
		8		93,000	93,096	0	0	0	0	93,096	96	ポイント制度チラシ作成
		9		300,000	13,500	0	0	0	0	13,500	△ 286,500	HPシステム改修
		10	通信運搬費	3,418,000	0	622,004	250,200	200	1,203,977	2,076,381	△ 1,341,619	発送費、電話、切手、老健・生協事業
		11	事務消耗品費	210,000	0	3,106	0	0	161,498	164,604	△ 45,396	事務局備品
		12	印刷製本費	4,800,000	0	2,406,711	1,050,000	0	1,005,990	4,462,701	△ 337,299	資料、封筒印刷等、老健・生協事業
		13	会議費	841,000	4,300	104,735	0	10,248	499,973	619,256	△ 221,744	総会、理事会、正副理事長会議等
		14	使用料・賃借料	170,000	0	1,140,000	0	0	0	1,140,000	970,000	老健事業に係る使用料・賃借料
		15	諸謝金	878,000	0	481,833	200,000	333,000	763,657	1,778,490	900,490	講師謝礼他、謝金、生協事業・世田谷事業
		16	報酬	500,000	0	0	0	0	0	0	△ 500,000	老健委員謝金⇒謝金に合算
		17	委託事業支出	13,200,000	0	6,998,400	0	0	7,200,000	14,198,400	998,400	老健事業委託費、事務局職員委託費
		18	雑費	200,000	0	0	0	0	659,556	659,556	459,556	懇親会費等
		19	雑役務費支出	1,207,000	0	2,437,000	864	0	0	2,437,864	1,230,864	老健・生協事業に係る支出
	事業費計			40,742,000	496,080	15,261,829	1,501,064	346,408	23,442,205	41,047,586	305,586	
管理費	1	人件費	1,800,000	0	0	0	0	1,231,485	1,231,485	△ 568,515	派遣職員賃金	
	2	福利厚生費	100,000	0	0	0	0	87,912	87,912	△ 12,088		
	3	交際費	20,000	0	0	0	0	0	0	△ 20,000		
	4	什器備品	50,000	0	0	0	0	197,358	197,358	147,358	会計用PC等事務局備品	
	5	消耗品費	10,000	0	0	0	0	5,437	5,437	△ 4,563	事務局備品	
	6	光熱水料費	250,000	0	0	0	0	140,160	140,160	△ 109,840	水道・光熱費	
	7	賃借料	1,872,000	0	0	0	0	1,872,000	1,872,000	0	賃料等	
	8	リース代	1,200,000	0	0	0	0	586,371	586,371	△ 613,629	パソコン、複合機のリース	
	9	租税公課	70,000	0	0	0	0	70,000	70,000	0	法人都民税	
	10	雑費	420,000	0	0	0	137,432	377,588	515,020	95,020	振込手数料、他団体年会費等	
	11	寄付金支出	0	0	0	0	0	758,165	758,165	758,165	平成28 年熊本地震寄付金	
	管理費計			5,792,000	0	0	0	137,432	5,326,476	5,463,908	△ 328,092	
	1	他会計繰入金支出	685,000	0	0	0	0	221,140	221,140	△ 463,860	ポイント制度220,079円、生協1,061円	
他会計繰入金支出計			685,000	0	0	0	0	221,140	221,140	△ 463,860		
事業活動支出計			47,219,000	496,080	15,261,829	1,501,064	483,840	28,989,821	46,732,634	△ 486,366		

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
附属明細書(案)

平成29年3月31日現在

(単位:円)

項目		金額	備考
1	小口現金	413,170	
2	普通預金(高輪台支店)	23,268,307	普通預金残(団体口座)
3	郵便貯金	318,117	郵便貯金
4	普通預金(ブロック口座)	1,419,573	普通預金残(ブロック口座)
5	未収金	0	
現金預金合計		25,419,167	
流動資産合計		25,419,167	
1	未払金	195,668	租税公課
2	預り金	290,000	平成29年度正会員年会費等
流動負債合計		485,668	
正味財産合計		24,933,499	

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
貸借対照表(案)

平成29年3月31日現在

(単位:円)

科 目		前年度	当年度	増減
I	資産の部			
	流動資産			
	現金預金	20,127,405	25,419,167	5,291,762
	未収金	0	0	0
	流動資産合計	20,127,405	25,419,167	5,291,762
	資産合計	20,127,405	25,419,167	5,291,762
II	負債の部			0
	未払金	275,370	195,668	▲ 79,702
	預り金	610,005	290,000	▲ 320,005
	流動負債	0	0	0
	流動負債合計	885,375	485,668	▲ 399,707
	負債合計	885,375	485,668	▲ 399,707
III	正味財産の部			
	一般正味財産	19,242,030	24,933,499	5,691,469
	正味財産合計	19,242,030	24,933,499	5,691,469
	負債及び正味財産合計	20,127,405	25,419,167	5,291,762

監 査 報 告 書

平成 29 年 5 月 22 日

一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会
理事長 岩元 文雄 殿

一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会

監事 大徳宏教 

監事 海田尚広 

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会の平成 28 年会計年度における会計及び業務の監査を行い、次の通り報告いたします。

1、 監査の方法の概要

- (1) 会計監査について、帳簿及び計算書類すなわち貸借対照表・収支計算書並びに附属明細書の閲覧等必要な監査手続きを実施し、計算書類の正確性を検討いたしました。
- (2) 業務監査について、理事及び関係者より業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧等必要な監査手続きを実施し、理事の業務執行の妥当性を検討いたしました。

2、 監査意見

- (1) 貸借対照表・収支計算書は、会計帳簿の記載金額と一致し、当法人の財政状態及び収支状況を正しく示していたことを認めます。
- (2) 理事の業務の執行に関する不整の行為及び法令若しくは定款に反する重大な事項はないと認めます。

以上

第3号議案 代議員制導入に関連した定款変更（案）に関する件

定款変更（案）

代議員導入に関して定款の条文を以下のように改正する。

改正案	現行
（社員の資格の取得及び喪失） <u>第7条 当法人の社員はおおむね正会員の50人の中から1人の割合をもって選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。（代議員制の定数の取扱については、理事会で別に定める）</u> <u>2. 代議員は、理事または監事と兼ねることができない。</u> <u>3. 代議員の選出方法は、理事会において別に定める方法による。</u> <u>4. 正会員は、代議員選挙に立候補することができる。</u> <u>5. 代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。</u> <u>6. 代議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。</u> <u>7. 前項の規定にかかわらず、任期満了時において、代議員が社員総会議決の取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（同法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。（当該代議員は、役員の選任及び解任（同法第63及び70条）並びに定款変更（同法第146条）についての議決権を有しないこととする。）</u> <u>8. 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くことになる時に備えて、補欠の代議員を選出することができ、その選出方法は、理事会</u>	第1条から第6条まで変更なし 記載なし

<u>において別に定める方法による。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。</u> <u>9. 代議員の解任については第32条の規定を準用する。</u> <u>10. 代議員が正会員たる資格を喪失した時は、代議員たる資格も同時に喪失する。</u> <u>(正会員の権利)</u> <u>第8条 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員と同様に当法人に対して行使することが出来る。</u> (1) <u>法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）</u> (2) <u>法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）</u> (3) <u>法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）</u> (4) <u>法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）</u> (5) <u>法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使記録の閲覧等）</u> (6) <u>法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）</u> (7) <u>法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）</u> (8) <u>法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）</u> <u>第9条（入会）～第15条 （抛出金品の不返還）</u> <u>第3章 社員総会</u> <u>第16条（種別）</u> <u>(構成)</u> <u>第17条 社員総会はすべての代議員をもって構成する。</u>	<u>第7条（入会）～第13条 （抛出金品の不返還）</u> <u>第3章 総会</u> <u>第14条（種別）</u> <u>(構成)</u> <u>第15条 総会はすべての正会員をもって構成する。</u>
---	---

<u>2. 社員総会には代議員以外の他の会員も参加できるものとする。</u> (開催) <u>第19条</u> 2. 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。 (1) 変更なし (2) <u>代議員の5分の1以上から会議の目的である事項及び召集の理由を記載した書面により、召集の請求があったとき</u> (召集) <u>第20条</u> 3. <u>社員総会</u>の招集通知は、会日より 14 日前までに<u>各代議員</u>に対して発する。ただし、すべての<u>代議員</u>の同意があるときは、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。 (議長) <u>第21条</u> <u>社員総会の議長は、社員総会においてその都度代議員の中から選出する。</u> (議決権) <u>第22条</u> <u>代議員は、社員総会において、各1個の議決権を有する。</u> (議決) <u>第23条</u> <u>社員総会の議決は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、代議員現在数の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した代議員の過半数をもって行なう。</u> 2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、<u>代議</u>	(開催) <u>第17条</u> 2. 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。 (1) 変更なし (2) <u>正会員の10分の1以上から会議の目的である事項及び召集の理由を記載した書面により、召集の請求があったとき</u> (召集) <u>第 18 条</u> 3. <u>総会</u>の招集通知は、会日より 14 日前までに<u>各正会員</u>に対して発する。ただし、すべての<u>正会員</u>の同意があるときは、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。 (議長) <u>第19条</u> <u>総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、当該総会で議長を選出する。</u> (議決権) <u>第 20 条</u> <u>正会員は、総会において各 1 個の議決権を有する。</u> (議決) <u>第 21 条</u> <u>総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、正会員現在数の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。</u> 2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、<u>正会</u>
--	--

<u>員</u>現在数の半数以上であって<u>代議員</u>現在数の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。 3. 変更なし 4. 理事又は<u>代議員</u>が、<u>社員総会</u>の開催に替えて<u>社員総会</u>の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、<u>代議員</u>の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の<u>社員総会</u>の決議があったものとみなす。 （書面による議決権行使） 第24条 <u>社員総会</u>に出席できない<u>代議員</u>は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、その議決権の数を前条の議決権の数に算入する。 （議決権の代理行使） 第25条 <u>代議員</u>は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において第23条の適用については、その<u>代議員</u>は出席したものとみなす 第26条（議事録）～第31条（役員の任期） （役員の解任） 第 32 条 理事及び監事が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>社員総会</u>において、解任することができる。ただし監事を解任する場合は、<u>代議員</u>の半数以上であって、出席した<u>代議員</u>の3分の2以上の決議に基づいて行われなければならない。 （1）心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。 （2）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。	<u>員</u>現在数の半数以上であって<u>正会員</u>現在数の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。 3. 変更なし 4. 理事又は<u>正会員</u>が、<u>総会</u>の開催に替えて<u>総会</u>の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、<u>正会員</u>の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の<u>総会</u>の決議があったものとみなす。 （書面による議決権行使） 第22条 <u>総会</u>に出席できない<u>正会員</u>は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、その議決権の数を前条の議決権の数に算入する。 （議決権の代理行使） 第23条 <u>正会員</u>は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において第21条の適用については、その<u>正会員</u>は出席したものとみなす 第24条（議事録）～第29条（役員の任期） （役員の解任） 第 30 条 理事及び監事が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>総会</u>において、解任することができる。ただし監事を解任する場合は、<u>正会員</u>の半数以上であって、出席した<u>正会員</u>の3分の2以上の決議に基づいて行われなければならない。 （1）心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。 （2）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
--	--

<u>第 33 条（報酬）～第 40 条（決議）</u> <u>第 41 条（議事録）</u> 2. <u>出席した</u>理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。 <u>第 42 条（事業年度）～第 54 条（委任）</u>	<u>第 31 条（報酬）～第 38 条（決議）</u> <u>第 39 条（議事録）</u> 2. 理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。 <u>第 40 条（事業年度）～第 52 条（委任）</u>
--	---

都道府県別代議員数のシミュレーション表

※会員数は2017年3月31日の数字(総数2,094名)

<配分方法>

(単位:人)

会員50名までは1名代議員を割り当てる。51名を超える場合は、50名ごとに1名代議員を追加する。

	都道府県	会員数	代議員数	選出方法
	ブロックのある都府県			
1	青森	34	1	ブロックごとに 代議員を選出 投票は 事務局に郵送 選挙管理委員が 開票/得票集計を 実施
2	岩手	50	1	
3	宮城	36	1	
4	秋田	25	1	
5	山形	20	1	
6	福島	28	1	
7	茨城	27	1	
8	栃木	27	1	
9	埼玉	70	2	
10	千葉	91	2	
11	東京	218	5	
12	神奈川	130	3	
13	新潟	97	2	
14	富山	34	1	
15	石川	30	1	
16	福井	16	1	
17	山梨	16	1	
18	岐阜	31	1	
19	静岡	96	2	
20	愛知	87	2	
21	三重	47	1	
22	滋賀	58	2	
23	京都	76	2	
24	大阪	161	4	
25	兵庫	91	2	
26	奈良	46	1	
27	和歌山	40	1	
28	鳥取	14	1	
29	広島	22	1	
30	福岡	39	1	
31	長崎	18	1	
32	熊本	20	1	
33	宮崎	40	1	
34	鹿児島	101	3	
35	沖縄	29	1	
	合計	1,965	54	
	ブロックのない道県 &会員数10名以上			
1	北海道	20	1	道/県ごとに代議員選出 投票は事務局に郵送 選挙管理委員が 開票/得票集計を実施
2	群馬	15	1	
3	長野	23	1	
4	岡山	14	1	
5	山口	11	1	
6	香川	19	1	
7	佐賀	13	1	
	合計	115	7	
	ブロックのない県 &会員数10名未満			
1	島根	4	合わせて 1	その他地区合計で 代議員選出 投票は事務局に郵送 選挙管理委員が 開票/得票集計を実施
2	徳島	3		
3	愛媛	3		
4	高知	0		
5	大分	4		
	合計	14	1	

会員数合計	2,094		
	代議員数	62	

代議員制導入に向けたスケジュール

スケジュール	2017.01	2017.02	2017.03	2017.04	2017.05	2017.06	2017.07	2017.08	2017.09	2017.10	2017.11	2017.12
ブロックの対応					事業計画に 代議員対応					代議員の選定作業		
代議員の選出												
選管の選出等												
本部の対応	他団体の 資料確認		定款・内規等 の作成	ブロック長 に説明	定款変更の 準備、理事 会提出	総会にて 定款変更	定款変更 手続き	内規等の作成				

	2018.01	2018.02	2018.03	2018.04	2018.05	2018.06
ブロックの対応	代議員の選定作業 ブロック役員の選定		代議員確定 役員確定			
代議員の選出			立候補者 の提出	選挙		総会
選管の選出等			選管の 選出	選挙		
本部の対応	代議員の 人数確定	ブロック 進捗確認	選管の 選定			総会

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 平成 29 年度事業計画

【基本方針】

- (1) 福祉用具専門相談員の質の向上に関する調査研究を行い、福祉用具サービスのさらなる充実を可能とする仕組みを検討する。また研修ポイント制度の普及をはじめとした自己研鑽環境整備の推進を図る。
- (2) ブロック長会議や展示会等を通じ会員ニーズを把握するとともに、政策や制度の動向を注視し適切な対応を図る。必要に応じ提言等を行う。
- (3) ブロックにおいて地域に根差した活動を増やすことにより、福祉用具専門相談員の存在と役割について、多職種に理解して頂けるような活動を行う。
- (4) 職能団体としての影響力を高めるため、今年度末 2,200 名、将来的には 3,000 名を目標として会員増を図る。

【具体的な活動】

1. 総会・理事会等の開催、運営

定款の目的を実現するための適切な事業計画、収支予算を作成し、適正に実施していくために総会、理事会、正副理事長会議を開催する。また、地域での会員の自主的な活動を促進していくためブロック長会議、ブロック等組織化対策委員会を開催する。

(1) 定時総会の開催（1 回）

6 月 20 日に定時総会を開催し、平成 28 年度事業報告（案）・決算報告（案）等について、会員に審議・承認を求める。併せて平成 29 年度事業計画・収支予算等の実施について、会員に協力を求める。

(2) 理事会の開催（2 回）

平成 29 年度の事業計画、収支予算の作成・実施、その他会務における適正な業務の執行に関する事項を議決するため、年 2 回理事会を開催する。

(3) 正副理事長会議の開催（2 回）

理事会の補助・調整等を行うため、必要に応じ、理事会の開催に先立ち正副理事長会議を開催する。

(4) ブロック長会議（1 回）

ブロック組織の強化、活動の活性化を図るとともに、ブロック長など各ブロックの関係者を集め、他ブロックとの連携強化や情報交換の場となるブロック長会議を開催する。（平成 29 年 4 月 20 日開催）

(5) ブロック等組織化対策本部 検討委員会（1回）

未組織地域におけるブロック設立に向けた情報交換や、協力体制の構築も含め、年度途中におけるブロック活動の中間報告、活動好事例に関する情報交換、共催イベントの企画等を目的に、ブロック等組織化対策本部による検討委員会を開催する。

2. 委員会等の設置・開催

理事会から付託された事項について、検討・企画・実施するため、委員会を設置・開催する。

(1) より専門的知識を有する者への研修（仮称：20 時間更新研修）に関する検討委員会（3回）

早ければ平成 30 年度に改正される「より専門的知識を有する者」養成研修（20 時間更新研修）実施にむけて、ふくせんが「研修認定（推奨）制度」を構築する。そのため課題となる問題作成やテキスト作成などの修了評価の運用方法、修了者の名簿管理、ふくせんの推奨マーク発行の検討などの研修機関の質の担保等について、課題整理と実施に向けての検討委員会を開催する。

(2) 福祉用具サービス計画作成 SV（スーパーバイザー）養成研修検討委員会（1回）

平成 27・28 年度に実施した SV 養成研修、および SV 養成研修修了者フォローアップ研修の受講者アンケートや講師のフィードバック等を踏まえ、課題整理と改善策検討等のため上記委員会を開催する。

3. 会員、組織に関する活動

(1) 会員増強・プラスワン運動の展開

既存会員に一人以上の入会者の獲得を呼びかけることを内容とし、平成 26 年度より実施してきた活動である。会員のつながりが増進され、ブロック活動の充実やブロック内外の交流促進による効果があったが、新規入会者の数が減少しており、今年度も引き続き本運動を展開し、会員数を増やしていく。

◆協力会員への総会等での表彰およびブロック活動費の加算

協力者には感謝状を贈呈する。また各ブロックには前年度の入会人数に応じたブロック活動費の加算を行う。

◆運動推進期間

平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月までの 1 年間

◆会員に期待する活動

会の活動内容を PR して頂くとともに、新規会員の勧誘を行い入会につなげる。

(2) 各ブロックの運営支援

地域における会員間の交流や、行政、関係団体との連携が促進されるよう、ブロック活動費支給、研修会開催に関する業務支援、研修や講習会の紹介、関係者間の仲介等を通じ既存ブロックを支援する。

(3) 新規ブロックの設立

12 ある未組織道県、および近隣地域の会員、関係者との連携のもと、1 地域でも多くブロック設立を進める。

(4) 賛助会員制度の充実と入会促進

本会の活動を側面から支援して頂く賛助会員と、正会員の交流が効果的に図れるよう、各種会合や研修、広報など様々な活動を通じて、情報交換等の場を設定する。また、新規賛助会員の募集活動を積極的に行っていく。

(5) 代議員制度の導入に向けた活動

各ブロックに平成 30 年度の理事改選に合わせて、代議員制度の創設実施に向けたスケジュール及び手続き等に関して説明を行なう。併せて代議員制度導入による各種規程改正等の基盤整理を実施していく。

4. 政策提言、関係機関・団体に関する活動

前記基本方針に基づく事業を円滑に実施していくため、国に対して必要な政策提言を行うとともに、自治体や全国・地域の関係者と連携して必要な活動を展開していく。

(1) 国に対する政策提言に関する活動

会員、関係者等から意見を集約するなどして、福祉用具専門相談員の資質の向上、専門性の確保に向けた政策提言を国に対して行う。

(2) 他の職能・事業者の全国団体等との連携

福祉用具専門相談員が運営基準を遵守し、自己研鑽を通じ継続的に質の向上が図れるよう、他の職能・事業者の全国団体等と連携し、会員への研修機会の確保など環境整備に努める。

(3) ブロック等を通じた都道府県・市区町村との連携等

福祉用具専門相談員が運営基準を遵守し、自己研鑽を通じ継続的に質の向上を図れる環境を整えられるよう、各ブロックを通じ都道府県、市区町村との連携を深めるとともに、多職種と協力環境づくりを進める。

5. 「福祉用具専門相談員の研修ポイント制度」の普及・推進

「福祉用具専門相談員の研修ポイント制度」（以下、研修ポイント制度）の普及・推進を目的に、以下の活動を行う。

(1) 研修ポイント制度の普及・啓発活動

自己研鑽努力義務が平成 27 年 4 月に指定基準に明文化され、福祉用具専門相談員指定講習や介護支援専門員更新研修の講師ができる人材の育成を目標に、SV養成研修がスタートをした。福祉用具専門相談員にはより専門性の高い知識や実務能力が期待されるが、とくに知識面で自己研鑽履歴の指標として活用できる研修ポイント制度の浸透を図る。

このため、当会の広報活動において、また実地指導を行う都道府県等に対して、研修ポイント制度が自己研鑽を支援する仕組みである点を積極的に紹介する。

(2) 研修の認証委員会開催、認証結果・開講情報等の公表

研修ポイント付与の対象となる研修を認証するため、月 1 回委員会を開催し、認証を行うと共に、認証結果・研修の開講情報を Web で公表する。

(3) 研修ポイントの認定と登録支援・公表

制度登録者が、基本情報等の登録を円滑に行い、Web サイトからポイントの申請が容易にできるように手順を整備する。

6. 研修に関する活動

本会では、福祉用具サービスの質の確保と、専門職としての専門性の向上を目指して、以下の研修等を行っていく。

(1) 福祉用具サービス計画作成 SV 養成研修の開催

指定講習で「福祉用具サービス計画」の講義・演習を行うと共に、地域で当該計画の指導を行うスーパーバイザー（福祉用具専門相談員）を養成する目的で、同研修を開催する。

(2) 「より専門的知識を有する者」養成研修（仮称 20 時間更新研修）の開催（4 回）

前述 2. (1) の検討委員会を受けて、「より専門的知識を有する者」養成研修（20 時間更新研修）を開催することで、受講修了者を増やし、30 年度改正に向けた準備、指定講習機関への PR 活動等を行なう。また、その効果を調査する。

(3) 各種認定研修の開催支援

福祉用具専門相談員の自己研鑽を支援し、研修機会の確保を図るため、昨年度に続きテクノエイド協会が主催する「リフトリーダー研修」を岩手県、宮城県、山形県、福島県、三重県、熊本県、鹿児島県で開催する。また車いすシーティング研修会を 3 団体協同（当協会、日本シーティングコンサルタント協会、日本車椅子シーティング協会）で実施する。

(4) ブロックにおける各種研修会の開催支援

ブロックにおける各種研修会の開催を支援し、福祉用具専門相談員の自己研鑽の支援環境の整備を行う。

(5) 関連団体との各種研修会の開催支援

福祉用具に関連が深い各種団体とブロックとの合同研修会の開催を支援し、多職種連携の環境の整備を行う。

7. 広報に関する活動

(1) 福祉用具専門相談員の役割と重要性についてのアピール

以下の広報活動を通じ、福祉用具専門相談員の役割をアピールし、一般の方や多職種に福祉用具専門相談員に対する認知・関心を高めていただく。また、福祉用具専門相談員に対しては自己研鑽の重要性についてアピールし、専門性の向上を促進する。

- ◆普及・啓発シンポジウムの開催（4月のバリアフリー2017展／9月のH.C.R.2017）
- ◆各ブロックによる普及・啓発活動の実施
- ◆WEB、ふくせんレポート等の媒体への掲載
- ◆マスコミへの働きかけの強化

(2) 会員向け「サービス担当者会議等で役立つポケットサイズ用語集」の作成および配布

全国生活協同組合連合会・全国労働者共済生活協同組合連合会からの助成金をもとに、「サービス担当者会議等で役立つポケットサイズ用語集」を作成し、全会員に配布することにより、福祉用具専門相談員の質の向上を図る。

(3) バリアフリー2017、H.C.R.2017への出展・イベント開催

バリアフリー2017及びH.C.R.2017（国際福祉機器展）においては、例年、本会がその年度に取り組む主な活動をメインテーマに普及・啓発を行っている。期間内には企画展示、シンポジウム、ワークショップ等を行う。また賛助会員にも協力いただき、賛助会員のブースを巡るスタンプラリーを実施することにより集客を図り、周知活動や会員募集活動を強化するとともに、開催地ブロックはもとより、他のブロックの会員のサポートを得て運営することで会員間の情報交換や交流を図る。

- ◆バリアフリー2017における展示およびイベント実施（4月20日～22日）
- ◆H.C.R.2017における展示およびイベント実施（9月27日～29日）

(4) 10月1日「福祉用具の日」協賛イベントの実施

「福祉用具の日」推進協議会は、厚生労働省、経済産業省の後援を得て、福祉用具法の施行日である10月1日を「福祉用具の日」として、全国的な福祉用具の普及・啓発活動を展開。本会ではこの趣旨に賛同し、H.C.R.2017期間中に協賛イベントを実施する。

(5) 公式サイト、メールマガジンの充実

福祉用具専門相談員の役割や本会の活動について理解を広めるためには、ホームページへのアクセスを増やす必要がある。このため、ホームページの内容・構成を紹介する記事を、今年度発行の「ふくせんレポート」に掲載し、これまで目にしていない部分についても気づき、あるいは関心を持って頂くことにより、まず会員の閲覧頻度を増やすことを目指す。

また福祉用具専門相談員にとって有用な情報を迅速に提供するツールとして、メールマガジンの配信を行う。

(6) 「ふくせんレポート」の発行（号外、速報、総合版）

本会が行う会議、研修、イベント等や、本会が関係する催事など、会員にとって必要と思われる情報をレター形式の情報誌「ふくせんレポート」にして年4回程度発行し、会員、関係者に郵送する。また、制度改正に関する動きなど会員にとって有用な情報や、新しい試み（活動）など一般の方にも伝えたい情報を「号外」として発行し、広く発信していく。

8. 調査・研究に関する活動

(1) 平成 29 年度厚生労働省老健事業への取り組み

老人福祉の増進を図るため、厚生労働省老人保健健康増進等事業に申請を行う。事業採択後は検討委員会、作業部会を組織し、両委員会と事務局が協力して調査、分析を進め、報告書作成後、国への報告を行う。

(2) 世田谷区の福祉用具訪問調査への協力と、他の自治体に対する同事業の

普及・啓発活動

世田谷区は、介護給付適正化事業において福祉用具・販売に係る訪問調査を行っている。この事業は、福祉用具専門相談員のモニタリング技術に着目し、本会会員である福祉用具専門相談員を調査員として、区担当者の行う指導、助言の補助を行うもの。平成 28 年度は 40 件の調査を実施し、当会の委託した会員が調査員となり訪問調査を実施した。適正な介護保険給付推進に貢献するとともに、当会の役割を自治体にアピールする場ともなっている。

福祉用具の適正化の重要性は引き続き重要なテーマであることから、平成 29 年度も引き続き協力していく。また他の自治体への展開にも備える。

また 11 月 16 日に世田谷区主催で本事業に関する講演会を開催予定。

以 上

平成 29 年度 全国福祉用具専門相談員協会年間スケジュール日程表

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
上旬/H28 老健報告・プレスリリース (20~22)/バリアフリー展 ○20 日・シンポジウム ○21 日・ワークショップ (20)/全国ブロック長会議	(23)/第 28 回理事会 (22)/H28 会計・業務監査	(20)/講演・定時総会 ○記念講演 ○定時総会 生協小冊子配布 ふくせんレポート発行	中旬/第 1 回 20 時間研修検討委員会 下旬/第 1 回老健委員会	上旬/第 1 回老健作業部会 HCR募集DM ふくせんレポート発行	(27~29)/HCR2016 未/シンポジウム 修正版：サービス計画書について（案） 未/福祉用具の日記念イベント (8~9)/SV 養成研修 東京開催 中旬/第 2 回老健作業部会

10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
未定/上半期会計・業務監査 中旬/第 2 回老健検討委員会 下旬/ 第 2 回 20 時間研修検討委員会 ふくせんレポート発行	(6~8)/20 時間更新 研修（東京） 老健：改定版サービス計画書普及事業 (16)/世田谷区講演会	(11~13)/20 時間更新 研修（大阪） 老健：改定版サービス計画書普及事業	(15~17)/20 時間更新 研修（福岡） (23~25)/(大阪) 老健：改定版サービス計画書普及事業 (27~28)/車椅子シーティング研修会（東京） 下旬/第 3 回 20 時間研修検討委員会 ふくせんレポート発行	(21~23)/20 時間更新 研修（宮城） 老健：改定版サービス計画書普及事業 中旬/第 3 回老健作業部会 下旬/正副理事長会議 下旬/ブロック等組織化 対策委員会	上旬/第 29 回理事会 上旬/第 3 回老健検討委員会 次期ブロック長の選出 代議員の選出 老健報告書まとめ バリアフリー募集DM

※20 時間更新研修は全国 4 ヶ所（東京・大阪・福岡・宮城）で開催予定。

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
平成29年度収支予算

報告関係資料②

自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月 31日

I 収入の部

(単位:千円)

項 目			29年度予算案					平成28年度実績					差異	備考(主な試算根拠)		
			一般	ポイント制	事業			合計 ①	一般	ポイント制	事業				合計 ②	①－②
					老健	生協	世田谷				老健	生協	世田谷			
		繰越金	24,933	0	0	0	0	24,933	19,242	0	0	0	0	19,242	5,691	
当期収入の部	1	正会員会費収入	22,000	0	0	0	0	22,000	20,500	0	0	0	0	20,500	1,500	28年度末目標の2,100名から100名追加:2,200名
	2	賛助会員会費収入	5,400	0	0	0	0	5,400	4,900	0	0	0	0	4,900	500	28度実績 49口から5口追加:54口
	3	ポイント制度初期登録料	0	150	0	0	0	150	0	276	0	0	0	276	▲ 126	※1
	4	世田谷委託事業収入	0	0	0	0	484	484	0	0	0	0	484	484	0	28年度実績見込みより(1件12,096×40名)
	5	書籍販売等事業収入	600	0	0	0	0	600	710	0	0	0	0	710	▲ 110	27年度実績、28年度実績予測の平均(H27:527千円、H28:682千円)
	6	研修事業収入	3,650	0	0	0	0	3,650	615	0	0	0	0	615	3,035	※2
	7	講演料収入	200	0	0	0	0	200	350	0	0	0	0	350	▲ 150	講演料収入 28年度実績より
	8	厚労省助成金事業収入	0	0	15,000	0	0	15,000	0	0	15,000	0	0	15,000	0	老健事業収入 28年度実績より
	9	生協助成金事業収入	0	0	0	1,500	0	1,500	0	0	0	1,500	0	1,500	0	生協事業収入 28年度実績より
	10	雑収入	10	0	0	0	0	10	955	0	0	0	0	955	▲ 945	※3
	11	ブロック組織活動費収入	2,550	0	0	0	0	2,550	5,893	0	0	0	0	5,893	▲ 3,343	ブロックでの研修会受講料等独自収入分 28年度実績予測より
	12	会計間振替	0	442	0	0	0	442	0	220	262	1	0	483	▲ 41	※4
当期収入合計A			34,410	592	15,000	1,500	484	51,986	33,923	496	15,262	1,501	484	51,666	320	

※1: 登録料@3千円×50名 (H27:85名 H28:89名 両年度とも大口企業が入会したため 50名想定)
※2: SV養成研修会(1会場)受講料 @15千円×30名=450千 20時間研修(会員@25千円×25名 非会員@35千×5名 1会場800千円×4会場(東京・大阪・九州・東北)=3,200千
※3: 受取利息等 28年度実績予測より 懇親会費は予測できないため計上しない
※4: ポイント制支出費592千円-登録料収入150千円を引いた不足金額を一般から振替
※ 本年度、寄付予定がないため寄付金収入は計上せず、決算報告より、寄付金収入を28年度実績当期収入より削除している

Ⅱ 支出の部

(単位:千円)

項 目			29年度予算案					平成28年度実績						差異	備考(主な試算根拠)		
			一般	ポイント制	事業			合計 ①	一般	ポイント制	事業			合計 ②		①－②	
					老健	生協	世田谷				老健	生協	世田谷				
	1	賃金（人件費）	0	0	660	0	0	660	0	0	660	0	0	660	0	派遣職員給与、老健8,800円×75日	
事業費	2	書籍購入費	561	0	0	0	0	561	687	0	0	0	0	687	▲ 126	販売書籍仕入、業界新聞購読、等(H27:529千円、H28年:584千円)	
	3	ブロック組織活動費支出	4,230	0	0	0	0	4,230	6,707	0	0	0	0	6,707	▲ 2,477	※5	
	4	調査研究費	300	0	0	0	0	300	262	0	0	0	0	262	38	老健事業一般会計負担分	
	5	広報活動費	1,610	0	0	0	0	1,610	1,835	0	0	0	0	1,835	▲ 225	※6	
	6	旅費交通費	3,860	0	793	0	25	4,678	2,457	0	408	0	3	2,868	1,810	※7	
	7	ポイント制度委員会の設置・開催	0	442	0	0	0	442	0	385	0	0	0	385	57	認証委員会	
	8	ポイント制度広報に関する業務	0	50	0	0	0	50	0	93	0	0	0	93	▲ 43	チラシ作成等	
	9	ポイント制度調査・システム改修	0	100	0	0	0	100	0	14	0	0	0	14	87	HP改修	
	10	通信運搬費	1,346	0	420	250	99	2,115	1,204	0	622	250	0	2,076	39	※8	
	11	事務消耗品費	200	0	9	0	0	209	161	0	3	0	0	165	44	事務消耗品費	
	12	印刷製本費	1,533	0	1,575	1,050	0	4,158	1,006	0	2,407	1,050	0	4,463	▲ 305	資料・封筒・ふくせんレポート・老健報告書、生協成果物、SV資料	
	13	会議費	1,854	0	38	0	0	1,892	500	4	105	0	10	619	1,273	※9	
	14	使用料・賃借料	0	0	1,008	0	0	1,008	0	0	1,140	0	0	1,140	▲ 132	老健事業	
	15	諸謝金	1,405	0	422	200	360	2,387	764	0	482	200	333	1,778	609	※10	
	16	報酬	0	0	635	0	0	635	0	0	0	0	0	0	635	老健委員謝金	
	17	委託費	17,200	0	7,000	0	0	24,200	7,200	0	6,998	0	0	14,198	10,002	※11	
	18	雑費	36	0	0	0	0	36	660	0	0	0	0	660	▲ 624	研修会・展示会	
	19	雑役務費	0	0	2,440	0	0	2,440	0	0	2,437	1	0	2,438	2	老健事業	
		事業費計B		34,135	592	15,000	1,500	484	51,711	23,442	496	15,262	1,501	346	41,048	10,663	
管理費	1	人件費		0	0	0	0	0	1,231	0	0	0	0	1,231	▲ 1,231	29年度から派遣依頼を行なわない	
	2	福利厚生費	100	0	0	0	0	100	88	0	0	0	0	88	12		
	3	交際費	20	0	0	0	0	20	0	0	0	0	0	0	20		
	4	什器備品	50	0	0	0	0	50	197	0	0	0	0	197	▲ 147	事務備品費	
	5	消耗品費	10	0	0	0	0	10	5	0	0	0	0	5	5		
	6	水道光熱費	200	0	0	0	0	200	140	0	0	0	0	140	60	水道・光熱費（H27:154千円、H28:171千円見込み）	
	7	賃借料	1,728	0	0	0	0	1,728	1,872	0	0	0	0	1,872	▲ 144	賃料・共益費(更新手数料144千円減)	
	8	リース代	1,200	0	0	0	0	1,200	586	0	0	0	0	586	614	パソコンリース・複合機リース代	
	9	租税公課	70	0	0	0	0	70	70	0	0	0	0	70	0		
	10	雑費	400	0	0	0	0	400	378	0	0	0	137	515	▲ 115	H28:396千円予測 振込手数料等	
		管理費計C		3,778	0	0	0	0	3,778	4,568	0	0	0	137	4,706	▲ 928	
	1	会計間振替	442	0	0	0	0	442	221	0	0	0	0	221	221	ポイント制支出592千円-登録料150千円を引いた金額	
	繰入金支出計D		442	0	0	0	0	442	221	0	0	0	0	221	221		
事業費管理費合計E(B+C+D)			38,355	592	15,000	1,500	484	55,931	28,232	496	15,262	1,501	484	45,974	9,957		
予備費F=A-(B+C+D)			▲ 3,945	0	0	0	0	▲ 3,945	5,691	0	0	0	0	5,691	▲ 9,636	予備費	
次期繰越収支差額			-	-	-	-	-	24,933	0	0	0	0	24,933				

※5: ブロック活動費35B×5万＝175万円・奨励金18万円、H28実績予測よりブロックでの研修会等費用支出分230万等

※6: HP運用費等(500千)・ふくせんレポート作成費(510千)、展示会出展費用等(500千)、チラシ作成費(100千)等

※7: 理事会、ブロック長会議、組織対策委員会、20時間研修検討委員会、展示会、研修会等

※8: 総会・会議・研修会等の資料・通知等の発送費、電話通信費 老健事業、生協事業、等

※9: 理事会、正副理事長会、組織化対策本部等、20時間研修検討委員会、20時間研修会会場代、老健事業の会場代等

※10: 20時間研修会講師謝金、20時間研修検討委員会日当、展示会講師謝金、老健事業、生協事業、理事会日当等

※11: 事務局職員委託費:1,720万 老健事業委託費:700万

※ 本年度、寄付予定がないため寄付金支出は計上せず、決算報告より、寄付金支出を28年度実績支出より削除している

平成28年度 月別入退会者数

月	H26(2014)			H27(2015)			H28(2016)		
	新規	退会	会員数	新規	退会	会員数	新規	退会	会員数
4	115	42	1,686	36	28	1,803	33	25	2,054
5	21	3	1,704	15	5	1,813	30	22	2,062
6	17	4	1,717	108	22	1,899	15	43	2,034
7	10	11	1,716	52	15	1,936	42	12	2,064
8	8	5	1,719	75	9	2,002	17	1	2,080
9	13	5	1,727	18	3	2,017	6	8	2,078
10	14	29	1,712	19	6	2,030	8	0	2,086
11	11	11	1,712	8	10	2,028	6	20	2,072
12	10	11	1,711	6	2	2,032	7	10	2,069
1	20	2	1,729	33	9	2,056	20	5	2,084
2	83	24	1,788	17	24	2,049	5	9	2,080
3	25	18	1,795	16	19	2,046	14	0	2,094
合計	347	165		403	152		203	155	

退会理由

H26(2014)	
経済的理由	6
退職・産休・育休	118
サービスに不満・メリットなし	12
事業撤退	
社内で1名会員でいればよい	
記入なし	3
会費未納(2年)資格喪失	19
死去のため	
一身上の都合	4
転居先・連絡先不明	2
合計	164

H27(2015)	
経済的理由	4
退職・産休・育休	114
サービスに不満・メリットなし	8
事業撤退	2
社内で1名会員でいればよい	
記入なし	
会費未納(2年)資格喪失	16
死去のため	3
一身上の都合	
転居先・連絡先不明	4
ヘルパー資格	1
合計	152

H28(2016)	
経済的理由	4
退職・産休・育休	112
サービスに不満・メリットなし	9
事業撤退・利用者減少	1
社内で1名会員でいればよい	1
記入なし	2
会費未納(2年)資格喪失	13
死去のため	1
一身上の都合	
転居先・連絡先不明	
ヘルパー資格	9
活用する機会なし	1
経費削減	1
事業展開していない	1
合計	155

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
平成 28 年度・平成 29 年度 賛助会員入退会状況

平成 28 年度 新規入会／3 社（3 口）

- ・ 株式会社タマツ
- ・ RT. ワークス株式会社
- ・ 小宮山印刷株式会社

平成 29 年度 新規入会／1 社（1 口）

- ・ 株式会社プラッツ

平成 28 年度 退会／1 社（1 口）

- ・ 株式会社東芝インダストリアル ICT ソリューション社

（退会理由：諸般の事由により経費削減が必要なため）

<賛助会員一覧>

株式会社モルテン／株式会社ケーブ／ラックヘルスケア株式会社／シーホネンス株式会社
／株式会社松永製作所／公益財団法人テクノエイド協会／株式会社カワムラサイクル／株
式会社幸和製作所／福祉住環境コーディネーター協会／アロン化成株式会社／パナソニッ
クエイジフリー株式会社／株式会社社会保険研究所／株式会社ミキ／パラマウントベッド
株式会社／日進医療器株式会社／株式会社ランダルコーポレーション／株式会社タイカ／
住友理工株式会社／K D D I 株式会社／株式会社島製作所／豊通オールライフ株式会社／
株式会社ウェルファン／株式会社イーストアイ／株式会社星光医療器製作所／徳武産業株
式会社／矢崎化工株式会社／ユニ・チャームヒューマンケア株式会社／株式会社ウィズ／
大和ハウス工業株式会社／パラマウントケアサービス株式会社／中央法規出版株式会社／
株式会社シコク／株式会社スマート／株式会社タマツ／RT. ワークス株式会社／小宮山印
刷株式会社／株式会社プラッツ （申込順・37 社 50 口 平成 29 年 5 月 23 日現在）

以上

ブロック別 平成28年度新規入会者数及び平成29年度ブロック活動費
(単位:円)

	都道府県名	H28 新規入会者数	ブロック活動費	H29 加算額	申請上限額
1	北海道	1			
2	青森県	10	50,000	10,000	60,000
3	岩手県	6	50,000	6,000	56,000
4	宮城県	5	50,000	5,000	55,000
5	秋田県	9	50,000	9,000	59,000
6	山形県	7	50,000	7,000	57,000
7	福島県	5	50,000	5,000	55,000
8	茨城県	2	50,000	2,000	52,000
9	栃木県	0	50,000	0	50,000
10	群馬県	1			
11	埼玉県	4	50,000	4,000	54,000
12	千葉県	5	50,000	5,000	55,000
13	東京都	11	50,000	11,000	61,000
14	神奈川県	10	50,000	10,000	60,000
15	新潟県	23	50,000	23,000	73,000
16	富山県	1	50,000	1,000	51,000
17	石川県	2	50,000	2,000	52,000
18	福井県	0	50,000	0	50,000
19	山梨県	1	50,000	1,000	51,000
20	長野県	6			
21	岐阜県	3	50,000	3,000	53,000
22	静岡県	2	50,000	2,000	52,000
23	愛知県	7	50,000	7,000	57,000
24	三重県	11	50,000	11,000	61,000
25	滋賀県	20	50,000	20,000	70,000
26	京都府	3	50,000	3,000	53,000
27	大阪府	13	50,000	13,000	63,000
28	兵庫県	6	50,000	6,000	56,000
29	奈良県	0	50,000	0	50,000
30	和歌山県	0	50,000	0	50,000
31	鳥取県	4	50,000	4,000	54,000
32	島根県	0			
33	岡山県	1			
34	広島県	1	50,000	1,000	51,000
35	山口県	0			
36	徳島県	1			
37	香川県	1			
38	愛媛県	0			
39	高知県	0			
40	福岡県	6	50,000	6,000	56,000
41	佐賀県	0			
42	長崎県	4	50,000	4,000	54,000
43	熊本県	1	50,000	1,000	51,000
44	大分県	0			
45	宮崎県	5	50,000	5,000	55,000
46	鹿児島県	4	50,000	4,000	54,000
47	沖縄県	1	50,000	1,000	51,000
	合計	203	1,750,000	192,000	1,942,000

一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会役員名簿

理事長	岩元 文雄	株式会社 カクイックス ウィング 代表取締役社長
副理事長	畔上 加代子	株式会社 エイゼット 代表取締役
副理事長	酒井 博人	総合メディカル株式会社 取締役会長
理事	大熊 由紀子	国際医療福祉大学大学院 教授
理事	長田 信一	公益財団法人 テクノエイド協会 常務理事
理事	金沢 善智	株式会社バリオン 代表取締役社長
理事	清水 鳩子	一般財団法人 主婦会館 理事長
理事	白澤 政和	桜美林大学大学院老年学研究科 教授
理事	中井 孝之	一般社団法人 シルバーサービス振興会 常務理事
理事	中川 敬史	株式会社ライフ・テクノサービス 常務取締役
理事	西田 在賢	静岡県立大学大学院経営情報イノベーション研究科 教授
理事	英 裕雄	医療法人社団 三育会 新宿ヒロクリニック 院長
理事	原田 重樹	一般社団法人 日本介護支援専門員協会 副会長
理事	東畠 弘子	国際医療福祉大学大学院 教授
理事	樋口 恵子	NPO 法人高齢社会をよくする女性の会 理事長
理事	福田 裕子	株式会社サンメディカル 常務取締役
理事	松井 一人	公益社団法人 日本理学療法士協会 理事
理事	本村 光節	一般社団法人 日本福祉用具供給協会 専務理事
理事	森 まり子	福祉住環境コーディネーター協会 専務理事
理事	山下 和洋	株式会社ヤマシタコーポレーション 代表取締役社長
理事	渡邊 慎一	一般社団法人 日本作業療法士協会 制度対策部 福祉用具対策委員長

理 事 21 名

監 事	大徳 宏教	麻布税理士法人 代表社員
監 事	海田 尚広	有限会社アイフルケア 代表取締役

監 事 2 名

特別顧問	幸田 正孝	一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会 顧問
特別顧問	山内 繁	ISO TC173/SC7 議長/NPO 法人 支援技術開発機構 理事長

特別顧問 2 名

(敬称略、名簿は五十音順)
平成 28 年 6 月 29 日現在

全国福祉用具専門相談員協会 ブロック長名簿

青森県ブロック長	木村 純	東洋シルバーサービス株式会社
岩手県ブロック長	福田 裕子	株式会社サンメディカル
宮城県ブロック長	多田 和史	株式会社ジェー・シー・アイ
秋田県ブロック長	宮田 敏彦	株式会社かんきょう
山形県ブロック長	加藤 薫	株式会社蔵王サプライズ
福島県ブロック長	菅野 信幸	株式会社同仁社
茨城県ブロック長	松崎 佐一郎	マツザキマテリアル株式会社
栃木県ブロック長	池田 忠義	株式会社東邦ハウジング
埼玉県ブロック長	中田 敏弘	株式会社ナカウエ
千葉県ブロック長	畔上 加代子	株式会社エイゼット
東京都ブロック長	山下 和洋	株式会社ヤマシタコーポレーション
神奈川県ブロック長	北川 貴己	株式会社北全
新潟県ブロック長	武藤 大希	さくらメディカル株式会社
富山県ブロック長	高田 誠二	小野医療器株式会社
石川県ブロック長	小浦 勇一	有限会社さわやか金沢
福井県ブロック長	端野 一成	ネクスタス株式会社
山梨県ブロック長	佐々木 紀夫	有限会社万年屋
岐阜県ブロック長	長村 吉章	株式会社美濃庄
静岡県ブロック長	山田 伸典	栄東装備株式会社えるふ事業部
愛知県ブロック長	岡田 剛	株式会社五月商店
三重県ブロック長	中川 敬史	株式会社ライフ・テクノサービス
滋賀県ブロック長	村椿 均	医療法人輝生会 福祉用具貸与事業所
京都府ブロック長	荒井 祐子	有限会社スマイルケア
大阪府ブロック長	酒井 博人	総合メディカル株式会社
兵庫県ブロック長	山田 隆司	株式会社ひまわり
奈良県ブロック長	西浦 忠彦	株式会社イカリトンボ
和歌山県ブロック長	大廣 秀紀	株式会社大黒ヘルスケアサービス
鳥取県ブロック長	林 誠	株式会社ウィードメディカル
広島県ブロック長	澤本 恭宏	日本基準寝具株式会社
福岡県ブロック長	川上 徳高	太陽シルバーサービス株式会社
長崎県ブロック長	海田 努	株式会社カイダアイフルケア
熊本県ブロック長	帆鷺 輝誌男	株式会社ホワシ
宮崎県ブロック長	藤山 邦男	株式会社ウエルライフ
鹿児島県ブロック長	岩元 文雄	株式会社カクイックス ウィング
沖縄県ブロック長	佐藤 大介	サトウ株式会社

平成 29 年 3 月 31 日 現在

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
賛助会員名簿

(申し込み順)

株式会社モルテン	株式会社島製作所
株式会社ケーブ	豊通オールライフ株式会社
ラックヘルスケア株式会社	株式会社ウェルファン
シーホネンス株式会社	株式会社イーストアイ
株式会社松永製作所	星光医療器製作所株式会社
公益財団法人テクノエイド協会	徳武産業株式会社
株式会社カワムラサイクル	矢崎化工株式会社
株式会社幸和製作所	ユニ・チャームヒューマンケア株式会社
福祉住環境コーディネーター協会	株式会社ウィズ
アロン化成株式会社	大和ハウス工業株式会社
パナソニックエイジフリー株式会社	パラマウントケアサービス株式会社
株式会社社会保険研究所	中央法規出版株式会社
株式会社ミキ	株式会社シコク
パラマウントベッド株式会社	株式会社スマート
日進医療器株式会社	株式会社タマツ
株式会社ランダルコーポレーション	RT. ワークス株式会社
株式会社タイカ	小宮山印刷株式会社
住友理工株式会社	株式会社プラッツ
KDDI 株式会社	合計 37 社 【平成 29 年 5 月 23 日現在】

ふくせんレポート第 17 号 賛助会員ロゴデータご提供企業一覧

 豊通オールライフ	 ランダルコーポレーション	RT.WORKS
 日進医療器株式会社	株式会社 ケーブ	安寿 あんじゅ
 PARAMOUNT CARE SERVICE	TAKE CARE OF Tacaof	 株式会社 イーストアイ
 as human, for human PARAMOUNT BED	 Komiyama	With 株式会社 ウイズ
 福祉住環境コーディネーター協会	 株式会社 シコク	ウェルファン
 Platz — プラッツ —	 株式会社 島製作所	Designing The Future KDDI
 愛の輪 愛のいす MATSUNAGA	株式会社 社会保険研究所 since 1941	カワムラサイクル
 Wheel Chair Miki	 SMART	 シーホネンス株式会社
 molten® From the Inside Out	 SRソフトビジョン 住友理工株式会社	 株式会社 タマツ
 yazaki	 アルコー	Panasonic
(順不同)	 Taica	ユニ・チャーム ヒューマンケア株式会社
	 中央法規 Chuohoki Publishing Co., Ltd.	LAC ラックヘルスケア株式会社

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を、東京都港区に置く。
2. 当法人は、理事会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 当法人は、介護保険法に規定される福祉用具専門相談員の職業倫理を確立し、社会的地位及び資質の向上に努めるとともに、我が国の福祉用具サービスの普及、発展を目指し、国民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 福祉用具専門相談員の職務に関する知識、技能の向上に関する研修

(2) 福祉用具専門相談員の倫理、及び資質の向上に関する普及啓発

(3) 福祉用具専門相談員が必要としている情報の提供

(4) 福祉用具サービスの普及、発展に関する調査及び研究

(5) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

第2章 会員

(法人の構成員)

第6条 当法人に次の会員を置く。

(1) 正会員

A会員／介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条の第1項九号の規定による者（福祉用具専門相談員指定講習の修了者）であって、当法人の目的に賛同して入会した者

B会員／専門的有資格者（介護保険法施行令第4条の第1項一から八号に該当する職種）であって、当法人の目的に賛同して入会した者

(2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(3) 特別会員 福祉用具サービスの普及、発展に貢献のあった者、又は学術経験者

2. 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

(入会)

第7条 正会員、賛助会員、及び特別会員として入会しようとする者は、所定の様式により申し込みを行い、理

事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2. 賛助会員は、理事会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

3. 特別会員は、入会金及び会費は無料とする。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 死亡、若しくは失踪宣告を受けた場合、又は会員である団体が消滅したとき

(3) 成年被後見人又は被保佐人になったとき

(4) 正当な理由がなく会費を2年以上納入しなかったとき

(5) 除名されたとき

(退会)

第10条 正会員、賛助会員、及び特別会員は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第11条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の特別決議によって除名することができる。この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本定款その他の規則に違反したとき

(2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

(会員名簿)

第12条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

(抛出金品の不返還)

第13条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第3章 総会

(種別)

第14条 当法人の総会は、定時総会及び臨時総会とする。

2. 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(構成)

第15条 総会はすべての正会員をもって構成する。

(権限)

第16条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認

- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項

(開催)

第17条 定時総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催する。

2. 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき

(2) 正会員の10分の1以上から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき

(招集)

第18条 総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2. 理事長は、前条の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3. 総会の招集通知は、会日より14日前までに各正会員に対して発する。ただし、すべての正会員の同意があるときは、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

(議長)

第19条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、当該総会で議長を選出する。

(議決権)

第20条 正会員は、総会において各1個の議決権を有する。

(決議)

第21条 総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、正会員現在数の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員現在数の半数以上であって正会員現在数の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事由

3. 理事又は監事を選任する議案を決議する場合には、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

4. 理事又は正会員が、総会の開催に替えて総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(書面による議決権行使)

第22条 総会に出席できない正会員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合におい

ては、その議決権の数を前条の議決権の数に算入する。

(議決権の代理行使)

第23条 正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において第21条の適用については、その正会員は出席したものとみなす

(議事録)

第24条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。

第4章 役員

(種類及び定数)

第25条 当法人に次の役員を置く。

(1) 理事 15人以上30人以内

(2) 監事 2人以内

2. 理事のうち、1人を理事長、3人以内を副理事長とする。

3. 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、副理事長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員の中から選任する。ただし、必要があるときは正会員以外のものから選任することを妨げない。

2. 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中からこれを定める。

(理事の職務・権限)

第27条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人の業務を執行する。

2. 理事長は、当法人を代表し、法人の業務を統括する。

3. 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。

4. 理事長は毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第29条 理事及び監事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終了のときまでとし、再任を妨げない。

2. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。

3. 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでの間、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第30条 理事及び監事が次の各号のいずれかに該当す

るときは、総会において、解任することができる。ただし監事を解任する場合は、正会員の半数以上であって、出席した正会員の3分の2以上の決議に基づいて行われなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第31条 理事及び監事に対して報酬を支給することができる。

2. 理事及び監事には費用を弁償することができる。

3. 前2項に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(特別顧問・顧問)

第32条 当法人に特別顧問・顧問を置くことができる。

2. 特別顧問・顧問は、専門的な事項に関して必要な助言をすることを職務とし、理事会の推薦により理事長が委嘱する。

(責任の一部免除)

第33条 当法人は、役員の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第34条 当法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第36条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは各理事が理事会を招集する。

3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の7日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

(議長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第40条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業報告及び決算)

第41条 事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1項及び第2項の書類についてはその内容を報告し、第3項から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書

(5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2. 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第7章 基金

(基金の拠出)

第42条 当法人は、正会員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第43条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第44条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第45条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

第8章 ブロック組織、支部組織

(ブロック)

第46条 当法人は、地域組織として都道府県を単位としたブロックを置くものとする。

(ブロック規程)

第47条 ブロックにブロック長1人を置く。

2. ブロック長、並びにブロックに関する基本的な事項はブロック規程をもって定める。

3. ブロック規程は、理事会の決議を経なければ、これ

を定め、又は変更することができない。

(支部組織)

第48条 当法人に、理事会の決議を経て、ブロックを構成単位とした支部を置くことができる。

2. 支部の区割りは、理事会で別に定める。

(支部長)

第49条 支部に支部長1人を置く。

2. 支部長は、理事会において別に定める方法により、ブロックに所属する会員の中から選出する。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第50条 当法人は、総会の決議によって定款を変更することができる。

(解散)

第51条 当法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分等)

第52条 当法人が解散する時は、残余財産は、国もしくは地方公共団体、公益社団法人又は公益財団法人もしくは公益社団法人の認定等に関する法律第5条第17号イからトまでに掲げる法人又はその目的と類似の目的を有する他の一般社団法人もしくは一般財団法人に帰属する。

2. 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第10章 事務局

(設置等)

第53条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3. 事務局長及び職員は、理事長が任免する。

4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

第11章 雑 則

(委任)

第54条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

(最初の事業年度)

第1条 この法人の設立当初の事業年度は、第40条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成23年3月31日までとする。

(法令の準拠)

第2条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第3条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次の通りである。(以下略)

(設立時の理事、代表理事)

第4条 当法人の設立時の理事、代表理事は次の通りである。(以下略)

(設立時の監事)

第5条 当法人の設立時の監事は次の通りである。(以下略)

附 則

(定款変更)

第1条 この定款は、平成24年5月29日より施行する。

第2条 第21条の第4項、第24条、第31条について改正する。

附 則

(定款変更)

第1条 この定款は、平成25年5月30日より施行する。

第2条 第9条の第4項、第17条の第1項、第25条の第1項、第27条の第4項について改正する

附 則

(定款変更)

第1条 この定款は、平成26年6月19日より施行する。

第2条 第29条の第3項について改正する

附 則

(定款変更)

第1条 この定款は、平成28年4月1日より施行する。

第2条 第6条の第1項(1)について改正する

平成22年9月17日 制定

平成24年5月29日 改正

平成25年5月30日 改正

平成26年6月19日 改正

平成27年6月23日 改正

わたくしたち福祉用具専門相談員は、高齢者、障害者、その家族等の方々（以下「利用者等」という。）が、福祉用具を利用される際に、福祉用具にかかる専門的知識、技術等をもって相談援助、適合等を行うとともに、福祉用具の導入後も適切な利用についてサポートする専門職です。

介護保険のスタートとともに福祉用具サービスが制度に位置づけられましたことから、その利用は順調に拡大していますが、少子高齢化に伴う社会的な介護力の低下や介護ニーズの多様化に伴って福祉用具の必要性が高まり、それに関わる福祉用具専門相談員の職務領域も急速に広がりを見せており、その役割と責任は益々重要性を増しています。

福祉用具専門相談員は、このような社会的な要請に応えるために、福祉用具の利用者等の尊厳を重んじ、住みなれた地域や環境で、自立した生活を支援するための最適な福祉用具サービスの提供に努める必要があります。

全国福祉用具専門相談員協会では、ここに「福祉用具専門相談員の倫理綱領」を定めて、福祉用具の専門職としての立場を明確にし、会員一人ひとりがこれを遵守し、自らの専門性を高めて福祉用具サービスの提供に努めていくものとします。

1. 法令遵守

福祉用具専門相談員は、福祉用具サービスの提供において、法令等を遵守しなければならない。

2. 平等原則

福祉用具専門相談員は、人の尊厳を守り、人種、性別、思想、信条、社会的身分、門地等によって差別してはならない。

3. 守秘義務

- (1) 福祉用具専門相談員は、利用者等から情報を得る場合、業務上必要な範囲にとどめ、その秘密を保持する。
- (2) 福祉用具専門相談員は、業務上で利用者等の個人情報を利用する場合は、あらかじめ同意を得なければならない。
- (3) 福祉用具専門相談員は、業務上で知りえた利用者等の個人情報については、業務を退いた後もその秘密を保持する。

4. 説明責任

福祉用具専門相談員は、福祉用具の利用者等が福祉用具を利用する際に必要となる情報を、分かりやすい表現や方法等を用いて提供し、同意を得なければならない。

5. 不当な報酬・利益供与の禁止

福祉用具専門相談員は、福祉用具の利用者等から不当な報酬を得てはならない。また、関係者に対して、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

6. 利用者情報の活用

福祉用具専門相談員は、福祉用具の利用者等とのコミュニケーションを重視して、福祉用具に関わる要望や苦情等の情報を理解するとともに、今後の福祉用具の適正な使用や開発等に有効に活用するよう努める。

7. 他職種との連携

福祉用具専門相談員は、福祉用具の利用者等に質の高い福祉用具サービスを総合的に提供していくため、福祉、保健、医療、その他関連する専門職と連携を深めることに努める。

8. 普及・啓発

福祉用具専門相談員は、常に福祉用具に係る調査・研究や普及・啓発に心掛けるとともに、利用者等に対して利便性の高い福祉用具サービスの提供に努める。

9. 専門性の向上

福祉用具専門相談員は、常に福祉用具の専門的な知識・技術等の研鑽に励むとともに、後進を育成し、専門職としての社会的信用を高めるよう努める。

10. 社会貢献

福祉用具専門相談員は、常に福祉用具サービスの充実を図るとともに、利用者等に対し自己及び所属する組織がもつ知識、技術等を積極的に提供して社会貢献に努める。

平成 20 年 6 月 25 日採択

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会

〒108-0073 東京都港区三田 2-14-7 ローレル三田 404 号室

メール info@zfssk.com／ホームページ <http://www.zfssk.com/>

TEL 03-5418-7700／FAX 03-5418-2111

